平成２９年（フ）第２０８号
北海道旭川市春光台２条２丁目５番20号
債務者　野崎美知代
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１２号
北海道旭川市旭町１条13丁目2147番地の21　ライフコーポラス12号
債務者　小野　　晋（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２３号
北海道空知郡上富良野町本町５丁目９番15号
債務者　阿保貴久美
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２６号
北海道旭川市豊岡11条１丁目３番９号　ニューライフ豊岡101号室
債務者　三浦亜由美（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２８号
北海道旭川市東３条２丁目３番７号　村上マンション205
債務者　小谷　　恵
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３２号
北海道旭川市永山６条17丁目１番11号　レオパレスパークハイム202号室
債務者　岡本　桂一
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３３号
北海道旭川市東光14条２丁目１番11号
債務者　佐藤　佳則
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３６４号
大阪府東大阪市岩田町６丁目１番19号
債務者　伊藤　千鶴
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６０４号
大阪府八尾市末広町５丁目１番14号　アセンティア久宝寺101号
債務者　大隈あゆみ（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５号
長崎県雲仙市小浜町北野985番地１　市営北野団地Ｃ棟１号、旧住所福岡県大牟田市三里町１丁目13番地21　エスポワール21　101号
債務者　田中　奈月（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前10時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第４２０号
岡山市南区妹尾3287番地６、旧住所岡山市南区妹尾1896番地３　佐藤戸建て11号
債務者　井上　佳裕
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４号
大分県速見郡日出町大字川崎2943番地１　ジェルメコリーヌ102
債務者　吉水　桃香（旧姓俵・佐藤）
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午前10時
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第３２号
千葉県袖ケ浦市今井３丁目１番地
破産者　有限会社君水
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第３４号
千葉県君津市杢師２丁目15番12号
破産者　川合　　清
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第４８号
千葉県茂原市上林106番地２（ソレアード茂原107）、開始決定時の住所千葉県茂原市長尾433番地
破産者　石塚　嘉成
1　決定年月日　平成29年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係